平成２１年（フ）第４４７号
愛知県岩倉市神野町川添72番地コーポ五条302
破産者　青木　典子
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４６８号
奈良県香芝市瓦口2180番地グランメール香芝702号、前住所奈良県香芝市瓦口173番地の２
破産者　中国料理酒家かつらぎこと　橋本　正
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１１５号
奈良県大和高田市幸町６番３―115号
破産者　井上　彰夫
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３５７号
静岡市駿河区向敷地309番地の６、旧住所静岡市駿河区丸子３丁目７番９号
破産者　熊ヶ谷國松
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５５７号
愛知県半田市住吉町２丁目122番地の３　ヴィブレ司202号
破産者　山田　郁夫
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１０７号
岡山県井原市芳井町種548の２、申立時の住所名古屋市中村区賑町４番地
破産者　コスモ産商こと　中島　正雄
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６３３号
名古屋市瑞穂区村上町３丁目14番地の１　村上ハイツ105号
破産者　林　　淑子
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７６８号
愛知県尾張旭市東栄町２丁目10番地10　ラジョーヌ401号
破産者　金光東英こと　金　　東英
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１０６号
栃木県栃木市平柳町１丁目32番９号
破産者　籾山　桂子
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８３号
兵庫県明石市東野町2223番地の３、住民票上の住所兵庫県明石市硯町３丁目９番37―202号
破産者　田浦　利勝
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１２３号
兵庫県明石市大蔵本町12番９号
破産者　インテリアアローザこと　久本　佳明
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４６３号
兵庫県神崎郡神河町根宇野987番地
破産者　岸田のぶゑ
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２０年（フ）第１１６号
大分市明野東５丁目12番１―190号、開始決定時の住所大分市岩田町１丁目12番１号三和コーポ413
破産者　藤元　正伸
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１８１０号
札幌市南区澄川４条６丁目２番17―203号
破産者　佐々木慶祐
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８１１号
札幌市南区澄川１条１丁目３番29号
破産者　佐々木賢治
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８８５号
札幌市中央区南10条西18丁目１番20号　かつらマンション１階２号
破産者　佐々木宗廣
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８０号
旭川市豊岡４条６丁目１―15　ステイツ豊岡101号、住民票上の住所旭川市東旭川町旭正305番地の７
破産者　唐島　　一
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６６２号
仙台市若林区遠見塚東12番３号
破産者　菅野　正人
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２０９９号
横浜市瀬谷区阿久和東１丁目45番地10　希望ヶ丘リリエンハイム２号館402
破産者　後藤はる子
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部